

平成29年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2016」に基づく、「地域における社会资本整備の担い手が確保されつつづけている状態」の実現に向けて、「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの取組分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事等に係る改正

- 1 **地域維持業務に係る入札契約制度の整備**【平成29年10月～】 (P 3)
土木建築局が所管する地域維持業務（公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務）について、適正な競争と業務の品質を確保するため、建設工事に準じた制度の試行を拡大する。
- 2 **地域状況に応じた制度運用の柔軟化について**【平成29年6月～】 (P 4)
地域の建設業者の状況や工事内容等を踏まえ、入札参加要件を柔軟化する制度を限定的に実施する。
- 3 **建設工事に係る総合評価落札方式について**【平成29年6月～】 (P 5)
総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 4 **測量・建設コンサルタント等業務におけるペナルティ措置の強化**【平成29年6月～】 (P 8)
測量・建設コンサルタント等業務の品質確保を図るため、業務成績不良者に対し、建設工事と同様のペナルティ措置を追加する。
- 5 **測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について**【平成29年6月～】 (P 9)
総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 6 **測量・建設コンサルタント等業務（建築関係）に係る総合評価落札方式について**【平成29年4月～】 (P 11)
価格と品質で総合的に優れた調達の推進を図るため、広島県建築関係建設コンサルタント業務総合評価落札方式試行要領を定める。

そ の 他

- 7 **解体工事業の格付・発注標準の新設について【平成 29 年 6 月～】** (P 1 2)
建設業法の改正により、建設業許可の業種区分に解体工事業が新設（とび・土工・コンクリート工事業から分離）されたことに伴い、新たに入札参加資格の認定業種として追加した解体工事について、格付け及び発注標準を定める。
- 8 **談合に関する誓約書違反に対する指名除外期間の明確化【平成 29 年 6 月～】** (P 1 3)
県発注工事において、談合等の不正行為を防止するため、談合に関する誓約書違反に対する加算措置の期間を明確化する。
- 9 **社会保険等未加入対策の拡大【平成 29 年 6 月～、平成 30 年 4 月～】** (P 1 4)
建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、県の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を拡大する。
- 10 **平成 29・30 年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について【平成 29 年 6 月～】** (P 1 5)
平成 29 年度及び平成 30 年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行う。
- 11 **平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定について【平成 29 年 6 月～】** (P 1 6)
平成 29 年度及び平成 30 年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定を行う。

1 地域維持業務に係る入札契約制度の整備

1 趣旨

土木建築局が所管する地域維持業務（公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務）について、適正な競争と業務の品質を確保するため、建設工事に準じた制度の試行を拡大する。

2 試行内容

対象業務を「植栽管理業務」から「全ての地域維持業務」に拡大し、建設工事に準じた制度を段階的に試行する。

【低入札価格調査制度】

ダンピング対策を強化するため、低入札価格調査制度を段階的に試行する。

① 適用対象

植栽管理業務を除く全ての地域維持業務について、「適正な履行確保の基準」の「数値的判断基準（総額失格基準価格）」を適用する。

なお、植栽管理業務については、現行どおり試行を継続する。

② 調査基準価格

予定価格の概ね90%とする。

【再度入札の回数制限】

植栽管理業務を除く全ての地域維持業務について、再度入札の回数制限を実施する。

なお、植栽管理業務については、現行どおり試行を継続する（再度入札は行わない）。

3 施行期日

平成29年10月1日以降に指名・公告する業務から適用

参考

これまでの取組（植栽管理業務において試行導入）

ア 一般競争入札の導入

競争性を確保するため、請負対象設計金額1,000万円以上の業務に導入

イ 低入札価格調査制度の導入

ダンピング対策を強化するため、全ての業務に導入

ウ 業務費内訳書の導入

適正な見積りを促すため、入札時に業務費内訳書の提出を要件化

エ 配置資格者の要件化

適正な業務の品質を確保するため、配置資格者（街路樹剪定士）を要件化

（対象部局：土木建築局）

2 地域状況に応じた制度運用の柔軟化について

1 趣旨

地域の建設業者の状況や工事内容等を踏まえ、入札参加要件を柔軟化する制度を限定的に実施する。

2 内容

(1) 意欲のあるB業者に地域の大規模工事への挑戦機会を提供

単体A業者と格付けB業者同士の特定JVによる混合入札が可能な制度を、工事内容や地域の実情を踏まえて限定的に実施する。

- ① 対象工事：発注工事の内容や地域の実情を踏まえて、知事が特に認めた軽易な土木一式工事（予定価格1億円以上5億円未満）
- ② 参加要件：格付け「A」又は「地域内におけるB業者同士の2者による特定JV」

(2) 小規模でも高度・特殊な技術を要する工事等へのA業者の参入

地域における高度特殊な工事や周辺環境への配慮が特に必要な工事等を対象として、工事成績条件付一般競争入札において限定的な格付要件を設定する。

- ① 対象工事：発注工事の内容・施工箇所の地域の特性等により、知事が特に認めた土木一式工事（予定価格1千万円以上5千万円未満）
- ② 参加要件：格付けA、B又はC
- ③ 平均工事成績：71点以上
- ④ その他：必要に応じ総合評価落札方式を併せて適用する。

地域の実情に応じた土木一式工事の発注のイメージ

予定価格	WTO		
	A	A	A
24.7億円			
5億円	A	A	A
1億円	＜特定JV＞ A (+B)		
5千万円	A+B	A+B	A+B
1千万円	B+C	B+C	＜工事成績条件付活用＞ (A+) B+C
	C+D	C+D	C+D
	軽易な工事など 知事が特に認めた工事	通常	発注工事の内容・ 施工箇所の地域の特性等により、 知事が特に認めた工事

工事内容の難易度

3 施行期日

平成29年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局)

3 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 技術提案 『情報化施工技術※の活用(選択項目)』

大規模工事で技術評価1・2型を適用する案件において、情報化施工技術を当該工事で受注者の費用により活用する場合は評価する。

(※情報化施工技術：施工の段階で3次元データによるICT建機を活用する技術)

工事の種類	評価対象技術 ※2D技術(簡易MC・MDを除く)	加算点
土工(10,000m ³ 未満の規模の大きい工事)	TSによる出来形管理技術(土工)	1.0
土工(大規模工事)	MC・MG(ブルドーザ)技術 MG(バックホウ)技術	1.0
締固め(大規模工事)	TS・GNSSによる締固め管理技術	1.0
路盤工(大規模工事)	MC(モータグレーダ)技術	1.0
舗装工(大規模工事)	TSによる出来形管理技術(舗装)	0.5

※TS：トータルステーション GNSS：GPSなどの総称 MC：マシンコントロール MG：マシンガイダンス

(2) 配置予定技術者の能力 『施工経験工事の有無』

技術評価1・2型における配置予定技術者の施工経験工事について、技術力を掘り下げて評価できるよう、評価の対象を「同一業種の工事」から「同種・同規模工事」に変更する。

3 評価方法の改正点

(1) 配置予定技術者の能力評価における評価対象期間の変更

① 産休育休の取得

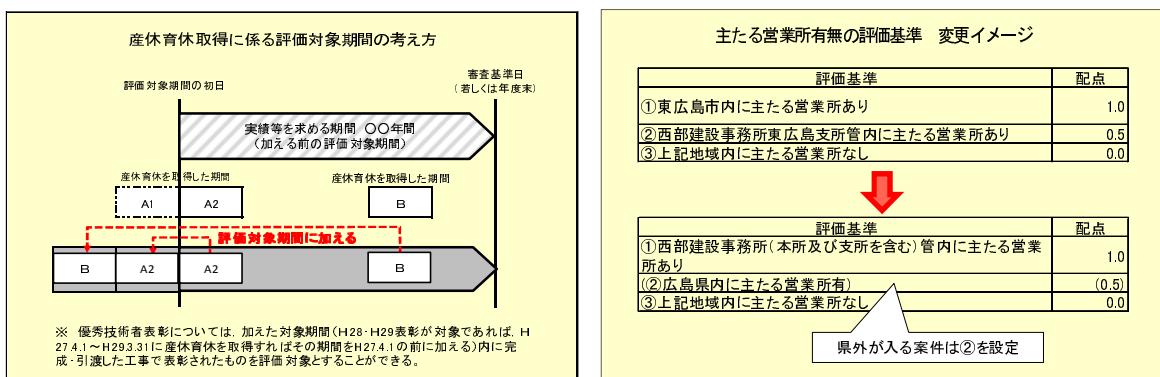
若手・女性活用促進の取組として、産休育休に相当する期間を評価期間に加えることを可能とする。【評価対象項目】施工経験工事の実績、工事成績、優秀技術者表彰、継続教育(CPD)

② 継続教育(CPD)の取組

継続的に学習している技術者を評価するため、評価対象期間を2年間とする。

(2) 地域の精通性評価における評価基準の変更 [企業局水道施設に係る建設工事を除く]

3億円以上の技術評価1型については、「地域内における主たる営業所の有無」の評価基準を3地域(西部・東部・北部建設事務所)の区分に変更する。



(3) 地域貢献評価における評価対象機関の追加 [企業局水道施設に係る建設工事のみ]

広島県営水道事業における「指定管理者」との協定及び受注実績も評価対象とする。

4 施行期日

平成29年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局)

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（H29.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～12.0	8.0～16.0	16.0～28.0
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用（選択） ※舗装工（大規模）のTSによる出来形管理技術（舗装）の提案に係る加算は0.5点。			◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点（過去4年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の 同種・同規模工事 の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0	—	—	—
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 過去2年間の 継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績	2.0～6.0	1.0～2.0			
（「実績評価2型」では発注事務所管内の実績に限定）					
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去5年間のボランティア活動の実績の有無（ハイロード、ラブリバーエコ制度認定）	2.0	1.0			
③ 過去5年間の除雪等業務委託又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※除雪等業務委託封町への特例条例縮縫解消の発注業務も対象とする	◎2.0				
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	19.0～24.0	20.0～22.0	27.0～32.0	27.0～36.0	35.0～48.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)(1), (2)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

総合評価落札方式【企業局 水道施設に係る建設工事】の評価項目改正案 (H29.6~)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性(選択)			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用(選択) ※舗装工(大規模)のT.Sによる出来形管理技術(舗装)の提案に係る加算は0.5点。			◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点(過去4年間の工事成績の最高点*) ※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格(選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点(過去5年間の工事成績の最高点*) ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の 同種・同規模工事 の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0	—	—	—
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 過去2年間の 継続教育(CPD)の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (「実績評価2型」では発注業務所管内での実績に限る)	0.0~6.0	0.0~2.0			
① 広島県営水道事業における過去2年間の水道事故等応急措置業者として協定締結等の有無(土木一式のみ) 注)指定管理者との協定も対象とする。	◎2.0	◎1.0			
② (県営水道用水供給事業給水対象町内における)過去5年間のボランティア活動の実績の有無(マロード、ガリバー制度認定)(土木一式のみ)	◎2.0	◎1.0			
③ 広島県営水道事業における過去5年間の管路パトロール等業務委託の受注実績の有無(土木一式のみ) 注)指定管理者との受注実績も対象とする。	◎2.0				
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	17.0~24.0	19.0~22.0	27.0~32.0	27.0~36.0	35.0~48.0
配 点(換算値)	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄()は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

4 測量・建設コンサルタント等業務におけるペナルティ措置の強化

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務の品質確保を図るため、業務成績不良者に対し、建設工事と同様のペナルティ措置を追加する。

2 改正内容

業務成績が不良である 65 点未満を対象として、建設工事と同様の指名除外措置を行うこととする。

措置要件	期間
(過失による粗雑業務) 最終契約額 500 万円以上の県発注業務において業務成績が著しく不良であると認められるとき。	1か月以上 12か月以内

3 施行期日

平成 29 年 6 月 1 日以降に契約を締結する業務から適用

(対象部局：全部局)

5 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 企業の能力

① 過去 10 年間の同種・同規模業務の実績（選択項目）

技術評価型及び難易度の高い実績評価 1 型の業務において、企業の技術力をより掘り下げて評価するため、同種・同規模業務の実績を評価項目として追加する。

② 地域の精通性（本店所在地）

迅速性（管理技術者の勤務場所）による評価を廃止し、地域の精通性（本店所在地）による評価とする。

③ 優良建設コンサルタントの表彰

優良業務の表彰制度（平成 29 年度より開始）において、過去 2 年間に当該主たる業務分野で「優良建設コンサルタント」の対象となった者は、評価点を加点（1 点）する。

(2) 技術提案

技術評価型において、実施方針の合理化を図るとともに、業務実施上の留意事項や設計方針に対する技術提案を評価する方法を採用する。

(3) 指名除外の状況

過去 1 年間に指名除外措置期間中であった者は、評価点を減点（-1 点）する。

（故意による粗雑業務、過失による粗雑業務、公衆損害及び業務関係者事故を対象とする。）

3 評価方法の改正点

(1) 配置予定 管理及び担当技術者の能力評価における評価対象期間の変更

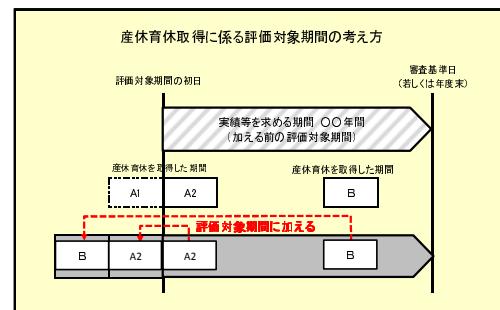
① 産休育休の取得

若手・女性活用促進の取組として、産休育休に相当する期間を評価期間に加えることを可能とする。

【評価項目】業務の実績、業務成績、継続教育（CPD）

② 継続教育（CPD）の取組

継続的に学習している技術者を評価するため、評価対象期間を 2 年間とする。



4 施行期日

平成 29 年 6 月 1 日以降に指名する業務から実施

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、企業局）

総合評価落札方式の評価項目改正案 (H29. 6～)

評 価 項 目	型式		
	技術評価型	実績評価 1 型	実績評価 2 型
(1) 企業の能力	(9)	(8)	(7)
<u>過去 10 年間の同種・同規模業務の実績</u>	(2)	◎(2) ※3	
過去 3 年間の同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点	(4)	(2)	(2)
<u>地域の精通性（本店所在地）</u>		(1)	(2)
実施体制及び照査体制	(2)	(2)	(2)
<u>過去 2 年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当</u>	(1)	(1)	(1)
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)	(23)	(17)
保有する資格	(3)	(4)	(4)
手持ち業務予定期数	(3)	(4)	(4)
<u>過去 2 年間の継続教育(CPD)の取組み</u>	(2)	(3)	(3)
過去 10 年間の同種業務の実績	(6)	(6)	
過去 5 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点	(6)	(6)	(6)
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)	(7)	(7)
保有する資格	(2)	※1 (2)	(4) ※2 (4)
手持ち業務予定期数	(2)	(4)	(4)
<u>過去 2 年間の継続教育(CPD)の取組み</u>	(2)	(3)	(3)
<u>(4) 技術提案</u>	(20)		
<u>実施方針</u>	(10)		
<u>技術提案（1 課題）</u>	(10)		
<u>(5) 指名除外の状況</u>	(-1)	(-1)	(-1)
<u>過去 1 年間の指名除外措置の有無</u>	(-1)	(-1)	(-1)
技術評価点	(53)	(38)	(31)
価格評価点	(40)	(40)	(40)
評価値（技術評価点 + 価格評価点）	93	78	71

※1 合計点の上限値は 2 点とする。

※2 合計点の上限値は 4 点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

6 測量・建設コンサルタント等業務（建築関係）に係る 総合評価落札方式について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達の推進を図るため、広島県建築関係建設コンサルタント業務総合評価落札方式試行要領（以下「試行要領」という。）を定める。

2 試行について

次の要件を勘案して、必要な案件について試行を実施する。

- (1) 概ね3,000万円（税込）以上の設計業務
- (2) プロポーザル方式に馴染まない設計業務
- (3) 建物用途の性質上、専門的な設計の実績を必要とする業務

3 型式の選定

総合評価の型式については、対象業務の業務内容を勘案し、品質確保が期待できるものを次表から選定する。

型式	評価内容
技術評価型	技術的検討の余地が大きく、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針等を評価する方式
実績評価型	技術的検討の余地が小さく、企業、配置技術者の実績等を評価する方式

4 評価項目等

評価は技術評価（企業の能力、配置予定管理技術者の能力、配置予定担当技術者の能力、社会的要請・貢献、実施方針等）と価格評価により行い、配点等の詳細は、対象案件の特性に応じて個別に設定する。

5 施行期日

平成29年4月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：土木建築局（営繕課）)

7 解体工事業の格付・発注標準の新設について

1 趣旨

建設業法の改正により、建設業許可の業種区分に解体工事業が新設（とび・土工・コンクリート工事業から分離）されたことに伴い、新たに入札参加資格の認定業種として追加した解体工事について、格付け及び発注標準を定める。

2 改正内容

建設工事指名業者等選定要綱の各別表を次のとおり改める。

(1) 別表第1 (第3条関係)

業種別格付表

業種	格 付 け
解体工事	A, B, C, Dの4段階

(2) 別表第2 (第5条関係)

発注工事別資格者表

発注工事の種類	業 種	
	A (一体で発注するとき)	B (部分を単体で発注するとき)
一般土木工事	土木一式工事	
		解体工事
建築工事	建築一式工事	
		解体工事

(3) 別表第4 (第6条関係)

格付別標準発注金額表 (一)

(3) とび・土工・コンクリート工事、解体工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
1億円以上	A	
5,000万円以上1億円未満	A	B
1,500万円以上5,000万円未満	A	B
800万円以上1,500万円未満	B	C
800万円未満	C	D

3 施行期日

平成29年6月1日以降に指名・公告する工事から適用

(対象部局：全部局)

8 談合に関する誓約書違反に対する指名除外期間の明確化

1 趣旨

県発注工事において、談合等の不正行為を防止するため、談合に関する誓約書違反に対する加算措置の期間を明確化する。

2 改正内容

県発注工事において、談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出後に談合行為が発覚した場合の指名除外措置期間について、誓約書を提出していない場合の期間の短期を1.5倍とする。

建設業者等指名除外要綱別表を次のとおり改正する。

措置要件	期間（改正前）	期間（改正後）
談合（別表2の2(3)）		
県発注工事に関し、逮捕又は公訴を提起されたとき	12か月以上36か月以内	12か月以上36か月以内
県発注工事に関し、 誓約書提出後に 逮捕又は公訴を提起されたとき	<u>12か月以上36か月以内</u>	<u>18か月以上36か月以内</u>
独占禁止法違反行為（別表12(3)及び(6)）		
県発注工事に関し、独占禁止法に違反していたとき	12か月以上36か月以内	12か月以上36か月以内
県発注工事に関し、 誓約書提出後に 独占禁止法に違反していたとき	<u>12か月以上36か月以内</u>	<u>18か月以上36か月以内</u>
県発注工事に関し、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき	12か月以上36か月以内	12か月以上36か月以内
県発注工事に関し、 誓約書提出後に 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき	<u>12か月以上36か月以内</u>	<u>18か月以上36か月以内</u>

※測量・建設コンサルタント等業務においても同様の取扱いとする。

3 施行期日

平成29年6月1日以降に指名除外を措置するものから適用

(対象部局：全部局)

9 社会保険等未加入対策の拡大

1 趣旨

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、県の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を拡大する。

2 今後の取組内容

県の発注工事において、社会保険等未加入の元請業者及び一次下請業者に対する排除措置等を、次のとおり二次以降の下請業者に拡大する。

(1) 受注者は、二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、当該下請業者に行っている加入指導について、その状況を発注者に対して定期的に報告する。
（平成 29 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施）

(2) 県は、二次以降の下請業者について、指定期間内に社会保険等に加入した確認書類が受注者から提出されず、かつ特別の事情があると発注者が認めなかつた場合は、受注者に対して、一次下請業者の場合の措置と同様の措置（ただし、違約金については、5 %を予定）を行う。
（平成 30 年 4 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施）

参考（先行実施している取組）

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止 【平成 28 年 4 月から実施】

県は、受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、次の措置を実施

措置	内容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の 10 %を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大 1 年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13 点（最大 20 点）の減点を行う。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「特別の事情」を発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則 30 日）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかつた場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

（対象部局：全部局）

10 平成29・30年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

平成29・30年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区分		全 体 数	うち県内業者
認定数	資格数	10,116者 (9,801者)	7,799者 (7,411者)
	認定者実数	2,878者 (2,935者)	2,239者 (2,273者)
	認定業種	全32業種	

※()内の数字は、平成27・28年度の当初資格認定時の業者数等である。

※ 平成29・30年度より、「解体工事」を追加する。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値=客観数値+主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

○ 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）

配点：従前どおり

○ 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）

配点：従前どおり

○ その他数値（加点要素）

配点等：消防団協力事業所の認定、協力雇用主の登録に係る評価を追加。 その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木工事	建築工事	とび土工コンクリート工事 解体工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事	
A	1,250以上 (1,235以上)	1,145以上 (1,080以上)	980以上 (945以上)	1,005以上 (965以上)	1,050以上 (1,085以上)	830以上 (850以上)	925以上 (915以上)	930以上 (915以上)	
B	870以上 (875以上)	855以上 (835以上)	820以上 (790以上)	850以上 (825以上)	870以上	750以上 (760以上)	790以上 (765以上)	780以上 (770以上)	
C	660以上	670以上 (660以上)	715以上 (700以上)	675以上 (660以上)	715以上 (700以上)	670以上 (675以上)	690以上 (660以上)	675以上 (665以上)	
D	660未満 (660未満)	670未満 (700未満)	715未満 (660未満)	675未満 (660未満)	715未満 (700未満)	670未満 (675未満)	690未満 (660未満)	675未満 (665未満)	
業種 格付等級	鋼構造物工事	塗装工事	水道工事	しゅんせつ工事	機械器具設置 電気通信工事	(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満) ・()内の数字は現行の格付数値を示す。			
A	865以上 (940以上)	915以上	915以上	750以上	915以上				
B	745以上 (765以上)	765以上	765以上	640以上	650以上				
C	680以上	670以上	670以上 (675以上)	640未満	650未満				
D	680未満	670未満	670未満 (675未満)						

3 有効期間

平成29年6月1日から、平成31年度以降の資格認定日まで。

11 平成29・30年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る 入札参加資格の認定について

平成29・30年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区分		全体数	うち県内業者
認定数	資格数	延分野数 1,756者(1,759者)	703者(737者)
		延部門数 9,269者(9,137者)	3,819者(3,876者)
		認定者実数 768者(769者)	354者(366者)
		業務分野 6分野46部門(全分野・全部門)	

※()内の数字は、平成27・28年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路、トンネル、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

- ア 総合数値=客観数値+主観数値により算出
- イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出
- ウ 主観数値は、次の事項について評価
 - 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
配点：従前どおり
 - 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
配点：従前どおり
 - その他数値(加点要素)
配点等：障害者雇用の状況、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録、消防団協力事業所の認定、協力雇用主の登録に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設コンサルタント業務	補償関係建設コンサルタント業務
A	205点以上 (185点以上)	145点以上 (135点以上)	160点以上 (155点以上)	175点以上 (170点以上)	200点以上
B	130点以上	100点以上 (90点以上)	90点以上	110点以上	130点以上
C	130点未満	100点未満 (90点未満)	90点未満	110点未満	130点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・()内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

平成29年6月1日から、平成31年度以降の資格認定日まで。